

新潟県設計積算システム用プリンター式賃貸借の一般競争入札に関する質問及び回答

質問事項に対する回答

項目	質問の内容	質問に対する回答	備考
仕様書 第六 回収等	賃貸借期間終了後に撤去・回収及びその後にハードディスク上の情報を復元できないようにする作業（証明書の発行含む）を第三者に委託して行う場合、委託先について書面での申請は必要でしょうか。必要な場合、賃貸借期間終了後、実際に作業を実施するまでの間に申請を行えばよい認識でよろしいでしょうか。	本業務の一部を第三者に再委託しようとする場合、再委託先の名称、住所、再委託する業務の範囲を記載した書面をあらかじめ県に提出し、県の承諾を得る必要があります。また、提出時期については、撤去・回収のスケジュールによりますので、契約後に別途協議願います。	8月17日質問